

# 有報の開示合理化・非財務充実を図る改正開示府令、公表

— 金融庁

去る1月26日、内閣府令3号「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」が公布された。

これは主に、2016年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の提言を受け、有価証券報告書（有報等の記載事項について、見直しが行われたものである。

## 開示内容の共通化・合理化

(1) 有報・事業報告における記載の共通化

有報等の「大株主の状況」における株式所有割合の算定の基礎となる発行済株式について、議決権に着目している事業報告と同様に自己株式を控除することとし、両者の記載内容を共通化した。

(2) 新株予約権等の記載の合理化  
「新株予約権等の状況」、「ライツプランの内容」および「ストックオプション制度の内容」の項目を「新株予約権等の状況」に統合したうえで、現行様式の表を撤廃し、企業の判断により過去発行分の一覧表形式での記載を可能とした。

また、ストック・オプションについては、財務諸表注記(日

本基準の場合)で記載されている場合、当該記載を参照することが可能となった。

さらに、「新株予約権等の状況」については、事業年度末および有報提出日の前月末現在の記載を求めているところ、事業年度末の情報からの変更がなければ、後者については変更しない旨の記載のみでよいこととした。

(3) 株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し

有報における「大株主の状況」等の記載時点を、事業年度末から、提出会社の株主総会または種類株主総会における「議決権行使の基準日」に変更した。

## 非財務情報の開示充実

「業績等の概要」および「生産、受注及び販売の状況」を「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に統合したうえで、記載内容の整理を行った。

また、経営成績等の状況の分析・検討の記載を充実させる観点から、次の2点の記載を求めることとされた。

- ① 事業全体およびセグメント別の経営成績等に重要な影響

を与えた要因について経営者の視点による認識および分析  
② 経営者が経営方針・経営戦略等の中長期的な目標に照らして経営成績等をどのように分析・評価しているか

## 適用時期

本内閣府令は公布の日(1月26日)から施行され、有報等の記載内容に係る改正後の規定は、2018年3月31日以降に終了する事業年度に係る有報等から適用される。なお、あわせて、企業内容等開示ガイドライ

## 国際会計

# リース基準での地役権の取扱いに関するASU、公表

— FASB

去る1月25日、FASBは会計基準アップデート(ASU 2018-01「リース(トピック842) — 地役権についてのトピック842の移行措置としての実務的な簡便法」)を公表した。

FASBは、2016年2月に、新しいリースの基準書であるASU 2016-02「リース(トピック842)」を公表したが、関係者から、特定の目的のために他の企業の土地を使用、アクセス、または横切る権利を示す「地役権(land easement)」のトピック842での取扱いについての質問を受けていた。

## ASUの内容

このASUは、実務での地役権の会計処理の多様性(リース、無形固定資産、有形固定資産など)が存在しており、地役権に関連する契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかどうかを決定するために、ト

ンも改正されている。

なお、昨年12月28日付けで公表されている「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省)によると、記載の共通化に関する企業からの指摘事項に対応するため、2018年3月中を目途に「法令解釈」を公表するとしている項目がある。同取組みについては、弊誌2018年2月1日号(No.150)の情報フラッシュを参照されたい。

この実務的な簡便法では、企業は、トピック842の適用目前に存在している、または消滅した以前にリースとして評価されなかった地役権については、現行のリース以外の地役権の会計方針を適用し、トピック842を適用しない。

ピック842のもとの評価が要求されることを明確にする一方、費用対効果の観点から、地役権についてトピック842の移行措置としての実務的な簡便法を企業が選択することを認めた。

実務的な簡便法を選択した企業は、新しいまたは変更された地役権についてトピック842を将来に向かって適用し、関連する契約をリースとして会計処理するかどうかを検討する。

## 適用関係等

ASU 2016-02「リース(トピック842)」と同じく、2018年12月16日以降開始年度から適用されるが、ASU 2016-02を早期適用する場合には、このASUも早期適用しなければならない。

## 監査

# KAMの記載以外の監査報告書の記載等の見直し等、議論

— 企業会計審議会監査部会

去る1月26日、企業会計審議会は第41回監査部会(部会長・伊豫田隆俊・甲南大学共通教育センター教授)を開催した。前回

(2018年1月10日・20日合併号(No.1501)情報フラッシュ)に引き続き、「監査報告書の透明化」について議論が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

**KAMの記載以外の監査報告書の記載等の見直し**

国際監査基準では、監査報告書の記載内容の明瞭化や充実を図ること等を目的として、KAMの記載以外にも、次のような監査報告書の記載等の改訂が行われている。

**●監査報告書の記載順序の変更等(ISA 700)**

- ・監査意見を冒頭に記載(従来は後半部分に記載)
- ・経営者の責任に関する記載に統治責任者の責任に関する記載を追加
- ・監査人の責任に関する記載に独立性その他の職業倫理に関する事項の遵守についての記載を追加

**●継続企業の前提に関する事項(ISA 570, ISA 700)**

- ・継続企業の前提に重要な不確実性がある場合、独立した区分を設けて記載(従来は追記情報における強調事項の1つとして記載)

- ・監査報告書に継続企業の前提の評価・開示についての経営者の責任に関する記載および監査人の対応に関する記載を

追加

- ・継続企業の前提についての重要な疑義がある場合の企業の開示の適切性についての検討を監査人に要求

**●その他の記載内容(ISA 720)**

- ・企業の財務諸表およびそれに対する監査報告書以外の財務情報・非財務情報に関し、経営者・統治責任者の責任や重要な虚偽記載があるか否かについて、独立した区分を設けて常に記載(従来は重要な相違がある場合のみ追記情報として記載)

このような国際的な動向を踏まえ、KAMの記載以外の監査報告書の記載等の見直しに関してどのように考えるかにつき、事務局より意見が求められた。

一部の委員からは、特にその他の記載内容の改訂に対応した監査報告書の記載の見直しをすることに、「新たに監査手続が追加されるのか(追加されると負担)」、「ボイラープレート化した開示になる」などのネガティブな声が聞かれた。しかし、多くの委員からは、「定性的情報はグローバルで需要がある」等、同改訂に対応した見直しに賛成の意見が上がった。

**適用範囲・対象(会社法)に基づく監査**

法務省民事局参事官の竹林俊

当然のことと思込んでいたことが、実は間違っているとということはある。そういった話を紹介しよう。

**債券型投資(信託)は元本が確保されている**

元本が確保されている債券に投資する債券型の投資信託は、元本が確保されている(こんなセールストークをしているセールスマンがいるらしい)……というのとは間違った。実際の運用では、債券を満期まで保有するとは限らない。保有債券の残存期間は時間経過とともに短くなり、金利リスクが減っていく。

それゆえ、常時、銘柄入れ替えを行って金利リスクをコントロールしている。そのため、償還前に債券を売却することは珍しくなく、債券型投信の元本は確保されているわけではない。

**勝率が50%を超える**

**トレーダーは稼いでいる**

「人工知能に株価予測をさせたらの中率が50%以上になった。ならば、人工知能に運用させれば儲かるはずだ」という話を聞いたことはないだろうか。

他にも、ネット上で「勝率90%のトレーディング手法」という怪しげな宣伝もみかける。しかし、勝率は、トレーディングや資産運用の世界で話題になることはない。ファンドマネー

ジャーやトレーダーは、今年のこと、実は間違っているという話はよくある。そういった話を紹介しよう。

当然のことと思込んでいたことが、実は間違っているとということはある。そういった話を紹介しよう。

**パンダはおとなしい動物だ**

**思い込み**

投資のハナシ

**株式を買う中央銀行は日本銀行だけだ**

日本銀行は、以前、銀行のバランスシート圧縮を手助けするために、保有株の買取りを行っていた。最近では、金融緩和の手段として、日本株インデックス型ETFを買っている。前例のない金融緩和策を採ったFRBとECBは株式の購入までは実行しなかった。株を買う中央銀行は日本銀行だけなのか？ 実は、スイス国立銀行も大量に買っている。し

かもETFというインデックス買いでなく、FacebookやAppleという個別株を買っているらしい。なぜ買うのか？ スイス国立銀行は為替介入で得た大量の外貨準備金の運用先で困っているのだ。外国債券で運用していたが、金利上昇リスクを考慮して、外国株での運用も選択肢に加えたのである。

パンダは竹だけを食べるおとなしい動物か？ 実は、パンダはクマ科の動物で雑食動物である。雑食だから、動物の肉も食べる。2013年に中国で野生のパンダが仔羊を襲って食べていたという報道があったようだ。想像だが、上野動物園でパンダがウサギをパクパク食べている姿を子どもがみたとしたら、刺激的すぎる……それは勝手な思い込みなのだ。「シンシンもちゃんとシャンシャンをかわいがったり、しつてたりするのよ」と母親が教えても、今の子どもは「かわいがるっていうのは、鉄アレイや竹刀で殴ることだよ。しつてらっていうのは、9針縫うほどカラオケのリモコンで殴ることだよ」というかもしれない。R15+指定(15歳未満鑑賞禁止)程度のシーンには慣れているのだ。

(三田 哉)

憲氏より、KAMの記載に関連した会社計算規則の見直しの方性(KAMに関する規定は設けない、もしくは最小限の見直しで対応できるのではないか)について説明が行われた。

委員の間では、前回までの議論と同様、「金商法監査と会社法監査の双方の対象とすべき」、「段階的適用だとしても」いつ適用になるのかは同時期に決定してほしい等の声が聞かれた。

会計

## ソフトウェアのライセンス供与にはリース基準を適用可? — ASBJ、収益認識専門委

去る1月26日、企業会計基準委員会は第90回収益認識専門委員会を開催した。

今回は、前回(2018年2月1日号(No.1502))情報フッシュ参照)検討された個別テーマや文案・コメント対応案に加え、無形資産のリースに関する適用範囲について検討が行われた。

主な議論の内容は次のとおり。

### 無形資産のリース取引

ライセンスの供与とリース会計基準の無形資産のリースとの関係を明確にしてほしいというコメントに対し、事務局は、ライセンス供与のソフトウェアについてはリース会計基準を適用することができる旨を明記するとの提案を行った。

「金商法監査のみの対象とすべき」、「まずは金商法監査で段階的に会社法監査の対象とすべき」など、意見が分かれた。また、このうち段階的適用については、「制度を複雑にする」、「段階的適用だとしても」いつ適用になるのかは同時期に決定してほしい等の声が聞かれた。

専門委員からは、「収益認識会計基準は、リース会計基準で適用されるものは範囲外であったはずで、リースと収益認識の2つの基準で選択できてしまうのではないか」という意見に対し、事務局は、「リースの定義は広く、その境目がグレーゾーンとなり、両者に当てはまるものが出てしまうので、ソフトウェアについては明記する」と回答した。

### 代替的な取扱い

前回検討された代替的な取扱いに関して、事務局から、電気事業およびガス事業における検針日基準、ならびにライセンスの供与(売上高または使用量に基づくロイヤルティ)については、検討を継続し、割賦基準、消費税等の税込処理、自社ポイ

ントの会計処理、商品券等の会計処理については特段の定めを設けないとの提案がされた。

専門委員からは、「対応されなかったものについては、その経緯を結論の背景に記載するか」という質問があり、事務局からは「どの部分に入れるかを含め、重要なものについては記載する」との回答があった。

### 設例の追加・修正

前回検討された設例の追加・修正項目に関して、事務局から、有償支給取引については検討を継続し、その他については設例を追加しない旨の提案がされた。

専門委員からは、有償支給取引の検討スケジュールについて質問があり、事務局からは「時間軸は示せないが、実務への影響は大きいので、最適な形を目指す」との回答があった。

### 可能性の閾値の表現

契約の識別において、対価を回収する「可能性が高い」という表現について、IFRSや米国税法の表現をもとに修正が行われたが、前回の意見を踏まえ、回収可能性に関する閾値の表現を「過半であることが見込まれる」とする事務局案が示された。

専門委員からは、「過半であることを回収可能性の入口としていいのか、実務的判断尺度として緩いように感じる」という意見が出された。

### 重要性の記載

代替的な取扱いの重要性が乏しい場合に適用しない旨の記載について、次のように追加する文案が示された。

・会計基準94-1項 なお、他の会計基準と同様に、重要性が乏しい取引には、本会計基準の定めを適用しないことができる。  
・適用指針144項 なお、当該代

会計

## 使用価値の計算における税引前のインプット、使用しない方向へ — ASBJ、ASAF対応専門委

去る1月26日、企業会計基準委員会は第64回ASAF対応専門委員会を開催した。

1月に開催されたIASBボード会議において、減損テストの堅牢性を損なうことなく使用価値(以下、「VIU」という)の計算を簡素化する方法について議論がされた。

今回は、それに係る論点についてのIASBスタッフの分析と提案が説明された。

### 使用価値にどのような税金の属性を反映させるべきか

VIUの計算において税引前のインプットを使用しなければならぬという要求事項は、一

替的な取扱いを適用するにあたっては、個々の項目の要件に照らして適用の可否を判定することになるが、企業の過度の負担を避けるために、金額的な影響を集計して重要性の有無を判定する要件は設けていない。

専門委員からは、「作成者にとってリスクが軽減できた」など賛意が示された。

時差異の将来の税効果の二重計算の問題を招いており、IAS36号から削除することが関係者から求められていた。こうした要請を踏まえて、次の①②③のアプローチが考えられることを示した。

- ① 税引前のインプットを使用するというIAS36号の現在の要求事項を維持する。
- ② VIUを計算する際に税引前のインプットを使用するというIAS36号の明示的な要求事項を削除する。
- ③ 税引前のインプットを使用するというIAS36号の明示

的な要求事項を削除することに加え、V I Uにどのような税金の属性を反映すべきかを特定する。

このうち、I A S Bボードは②を暫定決定し、その代わりとして企業は次の(a)、(b)が要求されることになる。

- (a) キャッシュ・フローおよび割引率に関して、内部的に整合した仮定を使用すること
- (b) 実際に使用された割引率を明示すること

**将来のリストラクチャリングおよび拡張から生じるキャッシュ・フロー**

将来のリストラクチャリングおよび拡張から生じるキャッシュ・フローをV I Uの計算から除外しなければならぬという制約によって、経営者はキャッシュ・イン・フローおよびアウト・フローを予算や予測から除く調整をしなければならず、コストや複雑性が生じてしまっている。そのため、当該制約を削除することが関係者から求められてきた。

この要請に対してI A S Bスタッフは、将来のリストラクチャリングおよび拡張から生じるキャッシュ・フローを除外することは、V I Uの概念の大き

な変更とはならず、むしろ次に挙げる①～④の理由によりI A S 36号の不整合を排除することになるとの考えを示した。

- ① 公正価値の場合と同様に、V I Uにおいても既存の資産のリストラクチャリングまたは拡張が行われることの既存のポテンシャルから生じるキャッシュ・フローを反映する。
- ② V I UとF U L C Dの計算

**金融商品基準を国際的に整合性あるものにする取組み、検討開始**

— A S B J、金融商品専門委

会計

去る2月2日、企業会計基準委員会は第123回金融商品専門委員会を開催した。次の日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みについて、議論された。

- ・金融商品
- ・公正価値測定に関するガイダンスおよび開示

**金融商品**

第377回企業会計基準委員会(2018年2月10日号(No.1503)情報フラッシュ参照)

- ③ 資産の測定に関連しない負債の認識基準をV I Uの算定に適用することを回避する。
- ④ 正当化できないほどに客観的な仮定を避けるために、一部のキャッシュ・フローを除外する規則を適用しない。一方で、基礎となる概念と整合しない規定を適用することは回避する。この問題は監査人または規制当局によって対処されることがより適切である。

で審議された、金融商品に関する会計基準を国際的に整合性のあるものにするための取組みについて議論が行われた。事務局からは、今後の進め方として、次の点について意見募集を行うことが提案された。

- (1) 仮に開発に着手する場合、その対象として、「分類および測定」、「減損」、「ヘッジ会計」の3つの分野とするか、「減損」のみとするかについて、国際的に整合性を図る意義と関連づけて、意見を照会することが考えら

れる。

- (2) 仮に国際的に整合性を図る場合、まずI F R Sがその対象となると考えられるが、金融商品会計については、I F R Sと米国会計基準が異なる点も多くみられるため、両者の異同および想定される適用上の課題について整理したうえで、意見を照会することが考えられる。

- (3) 特に「減損」については、将来予測的な(forward-looking)情報の反映を全面的に求めていることは、I F R Sおよび米国会計基準と同様であり、この点について整合性を図る必要性は相対的に高いものと考えられるが、具体的な手法については、国際的な会計基準を踏まえたうえで、幅広く整理し、意見を照会することが考えられる。なお、意見募集文書の作成にあたっては、金融検査・監督の考え方と進め方の動向も注視する。

動向は注視するが、国際的な整合性を重視してタイムリーに進めていきたい」と回答した。

また、「意見募集で(1)のように減損が3つの分野か選択するのではなく、減損のなかに分類および測定分野が関わってくるところもあり、フラットに聞いたほうがいいのではないか」という意見が複数聞かれた。

意見募集することについては、異論は聞かれなかったため、親委員会での方向性が承認された後、具体的な進め方の検討に入る予定。

**公正価値測定に関するガイダンスおよび開示**

公正価値測定に関するガイダンスおよび開示に関する日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みについて、前回(2017年12月10日号(No.1498)情報フラッシュ参照)の検討事項を踏まえ、財務諸表作成者に対するアウトリーチの結果の概要が紹介され、議論された。

金融機関(銀行、証券会社、保険会社)20社超が、時価の定義およびガイダンスの変更、レベル別開示、I F R S 9号採用の影響等について回答した。

今回は財務諸表利用者に対するアウトリーチの結果を紹介する予定。

専門委員会からは、「2019年4月以降に金融検査マニュアルが廃止される予定であり、金融機関も金融庁からのヒアリング等が行われる。A S B Jの意見募集と同時にすることも考えられ、調整したほうがいいのでは」という意見に、事務局は「なかなか調整しにくい。金融庁の

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2018年1月31日	平成29年度改正 外国子会社合算税制に関するQ&A	国税庁	平成29年度改正のうち、特定外国関係会社の判定、対象外国関係会社の判定における経済活動基準、部分対象外国関係会社の部分合算課税の対象範囲の3点についての疑問点等をQ&A形式でまとめたもの。 <a href="http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm">http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/180111/index.htm</a>	—
2018年1月31日	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)	金融庁	IASBが2017年12月31日までに公表したIFRS9号「金融商品」、IAS28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」などを指定国際会計基準とする等を行うもの。適用は公布日から予定しており、コメント期限は2018年3月1日まで。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180131.html">http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20180131.html</a>	—

米長期金利急上昇の背景

金融

アメリカの長期金利が急上昇している。10年債利回りは、2月に入って2.7%を超える水準で、このまま上昇が続けば3%台が視野に入ってくる。金利上昇の要因としては、経済の強い指標が続く状況下で、FOMC声明文において景気や物価の判断を上方修正したため、FRBによる利上げペースが早まるのではという思惑があることも一つにある。

ただこれは徐々に織り込まれてきた材料で、金利上昇の速い動きを説明するには不十分だ。むしろ、現政権の経済政策による財政赤字の拡張を市場が予想し、相場に急速に織り込みつつあると考えるのが妥当だろう。振り返ると長期金利は、10年債利回りで見ると、一昨年のトランプ大統領の当選が決まる直前には一時1.3%台まで低下していた。しかし、当時のトランプ大統領候補の公約だった減税とインフラ投資という財政赤字拡大政策を受けて、当選直後には2.5%にまで急上昇した。その後、人事政策等で政権の基盤が固まらない状況下で、トランプ政権の経済政策の実現可能性に対する懸念が広まり、長期

金利も昨年9月には2%を割り込む寸前まで低下した。しかし、年明け1月に行われたトランプ大統領の一般教書演説で、1.5兆ドルのインフラ投資法を議会に求めるという財政拡張主義に徹した内容に言及したように、今後は財政赤字拡張の懸念が強くなる見込みだ。こうした政策のもと、景気が

拡大すれば金利上昇に拍車がかかり、10年債利回りが上昇する。さらに赤字財政の拡大は、それ自体金利上昇要因だ。今後はFRBによる金融緩和の出口戦略の1つとして保有資産の売却に焦点が当たると、財政赤字拡大は米国債の供給過剰で需給が緩むことにつながり、国債の相場下落、利回り上昇をもたらす。こうした要因が重なり、金利上昇傾向は目先の動きというより中長期的なトレンドになりつつある。

証券

米長期金利の動向と株価

米長期金利の上昇は世界同時株高に水を差す、株価調整の機会を提供した。1月下旬、主要国で株価下落に見舞われなかったのはインドだけだ。米FRBが景気回復に合わせ、量的金融緩和の終焉、政策金利の段階的引上げを宣言してから丸2年が過ぎたが、利上げペースは極めてゆっくりしており、上げ幅も過去の利上げ期に比べると、極めて小幅に止まる。その理由は景気上昇、物価上昇が緩やかで失業率低下は急速)、利上げを急ぐ状況なのかどうか判断に苦しむことが多い(短期金利)を引き上げても長期

金利は上がらず、FRB自身「謎」と呼んだほどだ。しかし、今年になって長期金利(国債利回り)は次第に上昇し、1月中旬には2017年の上限であった2.6%を超え、長短金利の関係も正常化してきた。長期金利が3%を超えると、住宅需要、自動車需要に影響が出るとされるから、長期金利がここまでくれば、株価に影響が出てもおかしくない。世界市場のリーダー、米株式市場が調整の気配を示すと、他国の株式市場もそれに追随する。問題は今後、金利がどう動くか、FRBがどんなかじ取りをするかである。

2月にFRB議長が交代するが、新任のパウエル氏もイエレン氏同様、政策ハト派とされる。米利上げは景気過熱、インフレ加速を未然に封じ込め、経済を安定成長ラインに乗せるためだ。今年、FRBは3度の利上げを予定しているとされるが、その前提は景気やインフレが見通しとぶれないことである。前提に沿った動きであれば、ハト派の新議長がうまく裁き、景気拡大、株価上昇の長期化の可能性が強まる。

1月の長期金利上昇の背景には、消費者物価上昇率が昨年11月の前年同月比1.7%から12月は同1.8%へ高まってきたことがある。今後の利上げ政策はこの消費者物価の動向に大きな影響を受ける。消費者物価は賃金や原材料価格の動向と関係が深い、これらの動きからすると、消費者物価が月を追うごとに上昇していくことは予想しにくい。したがって、FRBが想定外の利上げをする必要もない。この株価調整は株価上昇の終わりを意味するものではなく、スビード調整、金融当局の意向・姿勢を打診するようなものだ。